

1 間接補助金の対象となる安全衛生対策等	2 間接補助対象経費	3 交付額の算定方法
<p>ア 高年齢労働者に優しい機械設備の導入等に関する経費</p> <p>イ 健康確保のための取組に関する経費</p> <p>ウ 高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費</p>	<p>ア 身体機能の低下を補う設備・装置の導入</p> <p><転倒災害防止策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路の段差の解消、手すり等の設置 ・危険場所への安全標識等の掲示 ・床や通路の滑り防止措置（防滑素材の採用、防滑靴の支給） ・照度の確保、照度が極端に変化する場所の解消 <p><危険を知らせるための配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景騒音の低減と、警報音等の工夫 （高齢者に聞き取りやすい中低音域の警報装置、指向性を確保した警報装置など） ・有効視野に配慮した警告・注意機器の設置 ・有効視野を確保するためのミラー等の設置 <p><暑熱な環境への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・涼しい休憩場所の整備 ・体温を下げるための機能のある服などの支給 ・熱中症の初期症状を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルセンサー）の利用 <p><腰痛の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト機器等の導入 ・不自然な作業姿勢を解消するための作業台や配置の改善 ・身体機能を補助する機器（パワーアシストスーツ等）の導入 ・リフト機器、スライディングシート等の導入による抱え上げ作業の抑制 ・労働者の腰部負担を軽減するための移乗支援機器等の活用 <p>イ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で健康に働くための体力チェックによる 	<p>第2欄に掲げる間接補助対象経費の2分の1又は100万円のいずれか低い方の額を交付額とする。</p> <p>（複数の取組に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は100万円を上限とする。）</p>

	<p>働く高齢者の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none">・健康診断や体力チェック等に基づいた、運動指導、栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアの実施 <p>ウ 加齢に伴う身体機能の低下や個人差の拡大を踏まえた安全衛生教育</p> <ul style="list-style-type: none">・加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育・VR技術を活用した危険体感教育・高齢者の理解度を測りつつ反復実施する安全衛生教育	
--	--	--